

## NALC「天の川クラブ」奉仕活動マニュアル

1. ナルクは「自立」「奉仕」「助け合い」をモットーに社会参加と市民相互扶助の精神に基づき高齢社会に相応しい地域社会の福祉の推進に関する事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。  
ナルク奉仕活動とは、ナルクのモットーのひとつである「奉仕」を担つて活動するもので、ナルクの会員が会員以外を含めた地城市民や地域社会に対して行うボランティア活動とナルク内部活動を指す。
2. 奉仕活動は、すべて「天の川クラブ」でコーディネートすることとする。  
個人の奉仕活動の内個人が自己判断で行った個人関係の活動、近所付き合いによる活動、ナルク以外の団体としての活動についてはみとめない。
3. 個人、グループ活動とも別途定める「奉仕活動申請書」により活動主催者又はリーダーが申請し、運営委員会で承認されたものについて奉仕活動点数が付与される。
4. コーディネートの手順
  - 1)活動予定者は「奉仕活動申請書」を事前に（活動予定月の前月迄）に事務局に提出する。継続する活動は年度毎に更新する。スポットの活動はその都度提出する。
  - 2)事務局は担当コーディネーター（福祉関係・子育て関係・環境関係・その他ナルク内の活動）に報告する。
  - 3)担当コーディネーターは、その内容を確認し運営委員会に審議を委ねる。
  - 4)運営委員会の審議の結果は、コーディネーターから申請者に報告する。
  - 5)奉仕活動は、その活動内容の如何を問わず、すべての活動1時間に対し奉仕点として活動点数1点とする。
  - 6)活動実績の奉仕活動点数は事務局で管理し「利用・提供・活動報告と運営寄付金のお願い」の用紙で翌月活動者に報告する。
5. 奉仕活動点数の運用とそれに関わる評価  
奉仕活動点数は、時間預託企業支援制度によるホテルやサービスの利用点数の評価をする際に時間預託点数と同一扱いとする。  
また、奉仕活動点数は別途定める「天の川クラブ」奉仕活動点数運用要領に従い所定の手続きを経た場合に限り時間預託点数に移行できる。
6. 奉仕活動の主な内容は次のように区分する。
  - 1)福祉関係  
特別養護老人ホームその他福祉施設ボランティア、自治体や社会福祉協議会と協力した行うボランティア活動。
  - 2)子育て支援関係  
学童保育支援、登下校時の見守りや送迎、乳幼児の見守り、家庭教師、

## NALC「天の川クラブ」奉仕活動マニュアル

おもちゃや病院などの活動。但し、登下校時の見守についてのみ第2項  
のコーディネートは不要とする。

### 3) 環境関係

河川・海岸・道路・公園などの清掃、森林・公園などの植樹や除草な  
どの活動。

### 4) その他

#### イ. ナルク外活動

①災害援助、街頭募金、ガイド、通訳、コミュニティーづくりなど。

#### ロ. ナルク内活動（運営委員会で承認された活動）

①各種会議、研修会、打ち合わせ会議、活動区分別交流会など。

②会報手配り、事務所日直、その他時間預託活動に該当しない事務  
所内作業など。

③総会、秋のつどい、地区会、誕生月会、天の川サロン、イベント  
などの準備作業。

### 付則

1. このマニュアルは運営委員会において定める。
2. このマニュアルは、2010年4月1日から施行する。

以上

制定 (H22年) 2010年4月1日